

かがにこにこパーク条例

平成 29 年 12 月 19 日

条例第 38 号

(設置)

第 1 条 子どもの自由で楽しい遊び場及び子育て世代の交流の場を提供し、もって子どもの健全な育成及び安心して子育てができる環境の充実を図るため、にこにこパークを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 にこにこパークの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 かがにこにこパーク

位置 加賀市山田町 245 番地 2

(指定管理者による管理)

第 3 条 かがにこにこパーク(以下「にこにこパーク」という。)の管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) にこにこパークの利用の許可に関する業務
- (2) にこにこパークの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、にこにこパークの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用時間)

第 5 条 にこにこパークの利用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休業日)

第 6 条 にこにこパークの休業日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎月第 3 火曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)
- (2) 12 月 31 日及び翌年 1 月 1 日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て臨時に休業することができる。

(利用者)

第 7 条 にこにこパークを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども 満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であって、次号又は第 3 号に掲げる者(以下「同伴者」という。)を同伴するもの

- (2) 子どもの保護者
- (3) 子どもの付添人(前号に掲げる者を除く。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認めた者
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している子どもにあっては、同伴者を伴わずににこにこパークを利用することができる。
(利用の許可)

第8条 にこにこパークを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可の際、指定管理者は、必要な条件を付することができる。
(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、にこにこパークの利用を停止させ、又は制限することができる。

- (1) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設、設備、器具等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (3) 動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を伴う者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障が生ずるおそれがある者
(目的外使用の許可)

第10条 にこにこパークはその用途又は目的を妨げない限度において、使用を許可することができる。

- 2 前項の許可の際、市長は、必要な条件を付することができる。
(利用等の取消し等)

第11条 指定管理者は、第8条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)について、市長は、前条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)について、それぞれ次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可に付した条件を変更し、若しくは利用又は使用(以下「利用等」という。)を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請によって利用等の許可を受けたとき。
- (2) 利用等許可の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。
- 2 市長又は指定管理者は、使用者又は利用者(以下「利用者等」という。)が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。
(目的外利用等及び利用等権譲渡の禁止)

第12条 利用者等は、許可を受けた目的以外ににこにこパークを利用等し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第 13 条 にこにこパークの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有しない利用者(障害者等(公の施設の使用料に関し別に規則で定める者)を除く。)は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。
- 3 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第 14 条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第 15 条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第 16 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第 17 条 利用者等は、にこにこパークの利用等を終えたときは、速やかに原状に回復し、指定管理者の確認を受けなければならない。

(損害賠償の義務)

第 18 条 利用者等は、その責めに帰すべき事由により、施設、設備、器具等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失したときは、相当金額をもって損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(市長による管理)

- 2 第 3 条の規定にかかわらず、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、市長がにこにこパークの管理を行うものとする。
- 3 前項の規定により市長が管理を行う場合においては、第 5 条の見出し及び同条第 1 項中「利用時間」とあるのは「使用時間」と、同条第 2 項中「指定管理者は、必要と認め

るときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要と認めるときは、」と、第6条第2項中「指定管理者は、必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要と認めるときは、」と、第7条の見出し中「利用者」とあるのは「使用者」と、同条第1項及び第2項中「利用」とあるのは「使用」と、第8条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条第1項中「利用」とあるのは「使用」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条の見出し中「利用」とあるのは「使用」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、第11条の見出し中「利用等」とあるのは「使用等」と、同条第1項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用の許可を受けた者(以下「利用者」)」とあるのは「使用の許可を受けた者(以下「使用者」)」と、「について、市長は、」とあるのは「又は」と、「前条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」)」とあるのは「前条第1項の規定による使用(以下「目的外使用」という。)の許可を受けた者(以下「目的外使用者」)」と、「利用又は使用(以下「利用等」)」とあるのは「使用又は目的外使用(以下「使用等」)」と、同項第1号中「利用等」とあるのは「使用等」と、同項第2号中「利用等許可」とあるのは「使用等許可」と、同条第2項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、「使用者又は利用者(以下「利用者等」)」とあるのは「使用者又は目的外使用者(以下「使用者等」)」と、第12条の見出し中「目的外利用等及び利用等権譲渡」とあるのは「目的外使用等及び使用等権譲渡」と、同条中「利用者等」とあるのは「使用者等」と、「利用等」とあるのは「使用等」と、第13条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用者」とあるのは「使用者」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第14条中「利用料金」とあるのは「期間を定めて管理の業務の一部の停止を命じたときは、利用料金の全部又は一部」と、「収受させる」とあるのは「収受させることができる」と、第15条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第16条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第17条中「利用者等」とあるのは「使用者等」と、「利用等」とあるのは「使用等」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第18条中「利用者等」とあるのは「使用者等」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

附 則(令和3年3月25日条例第12号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月25日条例第4号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 12 月 16 日条例第 45 号)
(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表(第 13 条関係)

利用料金

区分	単位	金額
子ども(1 歳未満を除く。)	1 人 1 回	400 円
同伴者	1 人 1 回	300 円
団体(20 人以上)	1 人 1 回	300 円